

## 8 暴風(雪)警報・特別警報発表時の対応

(1) 午前6時30分に「警戒レベル4相当以上の警報(危険警報・特別警報)または暴風(雪)警報」が京都市以南の市町村(京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、八幡市、久御山町、城陽市、宇治田原町、京田辺市、井手町、和束町、精華町、木津川市、笠置町、南山城村)の1箇所にも発表されている場合、生徒は自宅待機とする。それ以降の発表についても同様とする。

(2) 午前6時30分以降、午前10時現在までに「暴風(雪)警報」が解除された場合、第5限より授業を行う。ただし、「警戒レベル4相当以上の警報(危険警報・特別警報)」の場合は、警戒レベル4相当以上の警報(危険警報・特別警報)が解除されても通常の警報が解除されるまでは自宅待機とする。

(3) 警報の解除が上記以後の場合は、臨時休業(家庭学習)とする。

(4) 休日等に部活動・模擬試験等が行われる場合も、上記(1)～(3)による。(5) 臨時休業又は欠講をした場合、できるだけ速やかに回復措置をとる。

### (6) 注意事項

ア 上記措置は、通常の警報に関しては、暴風(雪)警報以外は適用されない。警戒レベル4相当以上の警報(危険警報・特別警報)に関してはすべての現象に適用する。

イ 上記(1)以外の地域より通学している場合、自宅のある地域に「警戒レベル4相当以上の警報(危険警報・特別警報)または暴風(雪)警報」が発表されている場合は、自宅待機とする。(欠席扱いにはしない。)

ウ 学校への電話による問い合わせは控えること。

エ 休業にならない場合(大雪警報等)でも、登下校には慎重に行動すること。

## 備考

### ■特別警報・危険警報・警報・注意報の種類

警戒レベル相当情報(大雨、土砂災害、氾濫、高潮)

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

警戒レベル相当情報以外

特別警報	暴風、暴風雪、大雪、波浪	重大な災害の起こるおそれ それが著しく大きい場合に発表
警報	暴風、暴風雪、大雪、波浪	重大な災害の起こるおそれ それがある場合に発表
注意報	強風、風雪、大雪、波浪、雷、濃霧、乾燥、なだれ、霜、低温、着雪、着氷、融雪	災害の起こるおそれがある場合に発表